

豊橋市立大崎小学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月
豊橋市立大崎小学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えをもとに教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

本校では、いじめ防止対策組織を校長、教頭、教務主任、校務主任、生活サポート主任、生徒指導主任、学級担任、養護教諭で構成する。いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

(1)「生活サポート委員会」の役割

① 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

ア 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

② 教職員への共通理解と意識啓発

ア 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。

イ 月一アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

③ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

ア 随時、学校だよりやホームページ等を通して、学校評価結果等を発信する。

イ いじめの相談・通報の機会や場を設定する。

④ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

ア いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。

イ 事案への対応については、生活サポート委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

ウ 対応後も、児童の様子を見守り、保護者・関係機関と連携しながら、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

この基本方針と豊橋市教育委員会策定の「豊橋市いじめ防止基本方針」および「子どもの自殺予防マニュアル」をもとに取り組んでいく。

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ① 児童どうしの関わりを大切に、「互いに認め合える居場所づくり」、「ともに成長していく絆づくり」を意識して教育活動を展開する。
- ② 児童が主体的に取り組める活動を展開し、自己肯定感や自己有用感を育むとともに、自他を尊重する態度を育成する。
- ③ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図り、「いじめは絶対に許さない」という強い信念をもてるようにする。
- ④ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する（重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であると理解させる）。
- ⑤ 配慮が必要な児童（発達障害を含む障害のある児童、外国人児童、LGBTQ等）に対する正しい理解や学校としての対応を職員で共通理解を図り、児童が相談しやすい環境を整える。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ① 月一アンケートと教育相談を定期的実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ② 全職員が常に児童を見守り、気づいた様子について情報を共有し、迅速に報告、連絡、相談、確認を行う。
- ③ 児童との日常の交流を大切に、日記、連絡帳、雑談、保護者への連絡などをおし、常に寄り添う姿勢をもつことで信頼関係を築き、保護者とすばやく連携ができるようにする。
- ④ 校内相談室を整備したり、面談週間を設定したりするなど、児童が相談しやすい環境を整える。また、外部の相談窓口の紹介や周知を行う。
- ⑤ インターネットや下校後のいじめに対してもアンテナを高くし、地域や保護者からも情報を得られるよう協力を依頼する。

(3) 対応

- ① いじめの発見・通報を受けたら速やかに「臨時生活サポート委員会」を開き、組織的に対応する。そこでは、一人の教職員が認知したいじめについて多方面からの情報を収集、整理することにより、全体像を把握し、解決に向けた手順と方針を決定し、全職員に周知する。
- ② いじめを受けた児童へは、信頼関係ができている教職員が中心となって対応し、

「絶対に最後まで守る」という意思を示す。いじめを行った児童への指導は、事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があっても、いじめは絶対に許されないことを伝え、誠意をもって謝罪ができるように指導する。

- ③ いじめを通報・相談した児童のプライバシーを確実に守り、安全を確保するための取り組みを徹底する。
- ④ 周囲の児童に対しては、自分たちのこととして問題を捉えられるよう、学級活動や道徳の授業をとおして、いじめの傍観者にならず、いじめ問題の解決に向けた一歩を踏み出す勇気をもてるようにする。
- ⑤ 校内の組織や教職員だけでなく、保護者の理解と協力を得ながら対応する。また、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携も視野に入れて対応する。

4 自殺・重大事態につながる可能性がある場合の対応

児童が自殺をほのめかすなど、自殺・重大事態につながる可能性がある場合は、教職員の対応が該当児童に刺激を与えることがないように留意し、迅速に対応する。

- (1) 重大事態（調査をしないまま重大な事態ではないと断言できないことに留意する）が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「子どもの自殺予防マニュアル」および「重大事態発生時の調査対応図」にもとづいて今後の方針について情報を共有して対応する。
- (2) 全職員が危機感をもって速やかに該当児童の見守り体制を構築するとともに、家庭や関係機関、スクールカウンセラー、各種相談機関との連携を図る。

5 家庭の取り組みのお願い

- (1) わが子がいじめを受けていると訴えた場合や、その疑いがある場合は速やかに学校に相談すること。
- (2) わが子がいじめを行うことがないように、わが子の悩みやストレスに目を向け、日々の会話や日常生活の中で、その解消に努めること。
- (3) 日頃から、誰もがいじめの加害者にも被害者にもなり得ることを意識させ、いじめに加担したり、見て見ぬふりをしたりすることがないように言い聞かせること。
- (4) インターネットやSNS上でのいじめは学校で把握するのが困難な場合もあるため、保護者が見守る必要があること。また、わが子にスマートフォンなどインターネットやSNSが利用できるメディアをもたせる場合は、必ず親子で話し合い、約束事を決めるとともに、日頃からその正しい使い方などを積極的に話題に、保護者による見守りを継続すること。

6 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDC Aサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取り組み評価及び保護者への学校生活アンケートを年に2回実施（7月、12月）し、生活サポート委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

7 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を文科省や県教委作成による生徒指導リーフの積極的な活用をしながら計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は、年度当初に保護者への周知を図る。入学時、各年度開始時に児童、保護者に基本方針の内容について説明する機会を必ず設定する。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。

【重大事態発生時の調査対応図】

